


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	田口 茂夫	
件名	令和2年度東大和市における障害者就労施設等からの物品等の調達 の推進を図るための方針について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関	総務部総務管財課		
<p>1. 要旨</p> <p>平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法に基づき、市町村は毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、公表しなければならないとされた。 令和2年度調達方針を作成し、公表したい。</p> <p><令和2年度調達方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達の対象…法の規定する「障害者就労施設等」とするが、市内の障害福祉サービス事業所等を優先的に対象とする。 ・調達物品等…市内の事業所等が供給できる物品等の特性を踏まえて、調達の推進に努める。 ・調達目標…調達実績のある物品等の拡大の他、調達実績のない物品等の調達にも努め、前年度の調達実績を上回ることを目標とする。 ・調達の推進方法 <ul style="list-style-type: none"> ①庁内各部署で、法の趣旨を理解し、障害者就労施設等からの調達に努める。 ②障害者就労施設等から供給可能な物品等について、障害者就労推進・差別解消庁内連絡会等を通して、庁内各部署へ情報提供を行う。 ③障害者就労施設等からの調達が可能となるような配慮をする。 ・契約に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の随意契約を積極的に活用する。 ・毎会計年度終了後、直ちに調達実績の概要を取りまとめ公表する。 (参考：平成31年度調達実績額(速報値) 18,427,927円) <p><影響及び効果></p> <p>庁内における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することができる。</p>				
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成25年4月 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行</p>				
<p>3. 留意事項(問題点等)</p> <p>方針の内容等は、福祉部と総務部で調整済みである。</p>				
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議付議後、市長決裁を得て、速やかに市ホームページで公表したい。 各部署への周知については、令和2年5月の障害者就労推進・差別解消庁内連絡会において行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としたことから、グループウェアで資料を送付し、留意するよう周知したい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。